一方、登録再生利用事業者の食品廃棄物等の適正な処理を確保するため、登録の基準に特定肥飼料等の製造及び販売の実績からみて、当該再生利用事業の実施に関し生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められることを追加するとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づく地方公共団体の対応と連携しつつ、国が法に基づく報告徴収等を実施した上で、必要な場合には立入検査、登録の取消し等の措置等も活用し、登録再生利用事業者への指導・監督を強化していくものとする。

このほか、国及び地方公共団体は、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用の委託又は食品循環資源の譲渡に当たって、その委託先又は譲渡先の選定を容易にするため、地域における登録再生利用事業者に関する情報の提供を充実させていくよう努めるものとする。

4　再生利用事業計画認定制度等の推進

法第十九条第一項の認定を受けた再生利用事業計画（以下「認定計画」という。）の数は、平成二十六年度末時点で五十三件にまで増加しているが、認定計画に基づく食品の資源循環の環（以下「リサイクルループ」という。）は、再生利用のあるべき姿の一つとして、その構築を一層推進していく必要がある。

このため、国にあっては食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等のマッチングを強化することによって、地方公共団体にあってはリサイクルループに対する更なる理解の促進等を通じて主体間の連携を促すことによって、地域における多様なリサイクルループの形成を促進するものとする。また、食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等は、リサイクルループの構築のみならず、地域における多様な食品の資源循環の環に係る取組についても、これを促進するよう努めるものとする。

消費者は、リサイクルループその他の食品の資源循環の環の取組に対する理解を深めるとともに、リサイクルループその他の食品の資源循環の環の取組により生産された農畜水産物等の積極的な購入やこれを用いたメニューの注文、再生利用によって製造された肥料の利用等により、食品循環資源の再生利用の推進に積極的な役割を果たしていくよう努めるものとする。

また、国は、リサイクルループの取組により生産された農畜水産物等の量等の認定計画の実施状況の把握を行っていくものとする。

5　施設整備の促進

食品循環資源の再生利用等を促進するためには、再生利用施設の整備を促進し、我が国における再生利用可能量を向上させていくことが重要である。再生利用施設の整備の促進に当たっては、再生利用に係るコスト負担が重く、取組が低迷する傾向にある食品流通の川下の食品関連事業者の取組を促進するため、ＰＦＩ事業を含め、市町村が設置する一般廃棄物処理施設での飼料化、肥料化、メタン化等の再生利用等を推進することも選択肢と考えられることから、地域の実情に応じた意欲的な取組を行う市町村に対しては、資源の循環利用やバイオマスの有効活用の観点から、家庭から排出された食品廃棄物も含めた再生利用施設やエネルギー利用施設の整備及び既存施設の有効活用に対する支援を行っていく必要がある。また、再生利用施設の整備を検討する際には、必要に応じて、食品循環資源以外の廃棄物の活用や民間事業者との連携等の観点を考慮することも有効である。

また、食品循環資源の再生利用等を促進するために、国は、民間事業者が設置する再生利用施設の整備についても支援を行っていく必要がある。

6　国と地方公共団体との連携を通じた食品循環資源の再生利用等の取組の促進

食品流通の川下の再生利用等が進んでいない理由として、食品廃棄物等の分別が困難であること、性状が不均質のため飼料化等が難しいこと、民間の再生利用料金が公共サービスである市町村の処理料金よりも結果として割高となっていること、食品廃棄物等の発生場所に再生利用施設が不足していること等が挙げられている。

地域における食品循環資源の再生利用等の促進に向けて、食品廃棄物等の発生状況及び再生利用製品の利用の状況等の地域の実情に応じ、地方公共団体が主体的な役割を担うことが期待されていることから、これまで再生利用等が進んでいない食品流通の川下を中心とする食品循環資源の再生利用等を促進する観点からも、地域における農林漁業者等を含む再生利用事業者の把握及び育成並びに地方公共団体を含めた関係主体の連携による計画的な食品循環資源の再生利用等を促進するものとする。

市町村は、管内の一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する者として、環境保全を前提としつつ、食品循環資源の再生利用等を地域の実情に応じて促進するため、民間事業者の活用・育成や市町村が自ら行う再生利用等の実施等について、市町村の定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けるよう努めるものとする。また、市町村における一般廃棄物の処理料金については、環境保全を前提としつつ地域の実情に応じて市町村が決定しているところであるが、その際には、食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえることが望ましい。市町村は、一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用（３Ｒ）を進めるため、廃棄物処理に係るコストの透明化等を一層促進するものとする。

都道府県は、管内の市町村と連携を図りながら、自らが実施する循環型社会形成推進に係る施策において食品循環資源の再生利用等を位置付け、食品循環資源の再生利用等の更なる推進を図るものとする。

国は、地方公共団体に対して、食品循環資源の再生利用等の制度に係る説明・意見交換を随時行うほか、地域における食品循環資源の再生利用等の推進、法に基づく取組への一層の積極的な対応を促すものとする。特に、リサイクルループの範囲内においては再生利用製品である特定肥飼料等の確実な利用が見込まれることから、国は、地方公共団体に対して、リサイクルループの範囲内における市町村の区域を超えた食品循環資源の収集運搬及び再生利用が認定計画に沿って円滑に行われるよう、市町村の定める一般廃棄物処理計画への位置付けを含め、必要な周知を行うものとする。

また、国は、地域において食品循環資源の再生利用等の取組が円滑に推進されるよう、都道府県及び市町村の廃棄物処理法上の役割分担を踏まえながら、必要に応じて地方公共団体に対して廃棄物処理法の解釈等について技術的な助言を行うなど、地方公共団体との連携の強化に努めるものとする。

7　家庭から発生する食品廃棄物に係る取組

家庭から発生する食品廃棄物の発生の抑制及び食品循環資源の再生利用等については、地域の実情に応じて、近隣地方公共団体とも連携しつつ市町村が中心となった取組が各地で実施されている。

国は、家庭から発生する食品廃棄物の発生の抑制及び食品循環資源の再生利用等について、市町村の果たすべき役割を改めて周知し、消費者による発生抑制の促進や市町村による再生利用施設の整備に対する支援等を行うとともに、地方公共団体による先進的な取組事例の積極的な普及・展開を図るものとする。

消費者は、２ロ(5)に示した食品ロスの削減の取組を実施するよう努めるとともに、食品を廃棄する際には生ごみの水切り等により食品廃棄物の減量に努めるものとする。